

令和元年度「あいち多文化共生センター」多言語通訳・翻訳サービス業務委託 企画提案募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和元年度「あいち多文化共生センター」多言語通訳・翻訳サービス業務

(2) 業務内容

外国人等、日本語を理解することができない相談者が、公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「協会」という。）の相談・情報提供及び支援を利用可能とすることを目的に、以下の業務を行う。

ア テレビ電話通訳

相談者と協会相談員との円滑なコミュニケーションを実現のため、タブレット端末の画面を介して通訳者が対面通訳をリアルタイムに行う。

イ 電話通訳

相談者と協会相談員との円滑なコミュニケーションを実現のため、電話により通訳者が通訳を行う。

ウ 翻訳

外国人相談に必要となる資料等の翻訳を行う。

(3) 通訳及び翻訳言語

協会の相談対応言語であるポルトガル語、スペイン語、英語、中国語（標準語・簡体字）、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語の9か国語を必須とし、このほかに相談者増が見込まれる言語（受託者が対応可能なもの）を2言語以上提案すること。

(4) 対応想定件数等

テレビ電話通訳及び電話通訳については、すべての言語を合わせて、1か月あたり600分以上とする。翻訳については、1件あたりA4用紙2枚程度で、各言語1か月あたり2件以上とする。

(5) テレビ電話通訳及び電話通訳の対応可能日時

月曜日から土曜日の午前10時から午後6時まで

※日曜日、祝日、国民の休日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。

なお、協会が災害時において「外国人緊急相談窓口」を設置する場合は、上記に関わらず対応することとする。

(6) テレビ電話通訳及び電話通訳の応答率

応答率は以下の式で示すものとし、1か月あたり90パーセント以上を確保すること。

$$\text{応答率} = \frac{\text{全受電件数}^{*1} - \text{受託者の起因により応答できなかった件数}^{*2}}{\text{全入電件数}^{*3}}$$

※1：「全受電件数」とは、本件業務のため当協会から受託者へ電話を架けた件数のうち、受託者が受電した件数をいう。

※2：「受託者の起因により応答できなかった件数」とは、通訳者が不在または別件対応中等で応答できず、当協会に掛け直しを依頼した場合等を含むものとする。

※3：「全入電件数」とは、本件業務のため当協会から受託者へ電話を架けた全ての件数をいう。

(7) 翻訳の納期

1件につき、協会からの依頼日から起算して、7営業日以内に翻訳文のデータをEメールで協会に提出すること。

2 委託先の決定方法

企画競争により選定した1者と契約限度額の範囲内で交渉し、決定する。

3 契約条件

(1) 契約限度額（令和元年度分）

1, 455, 960円（消費税及び地方消費税10%含む）

(2) 契約予定期間

令和元年10月1日から令和3年9月30日まで

ただし、令和2年度以降においてこの契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、協会はこの契約を解除できるものとする。

(3) 委託費の支払条件

毎月、月末に受託者から協会へ業務報告書を提出し、協会が毎月の業務を履行確認した後、適正な請求に基づき各月ごとに支払うものとする。

(4) 業務の仕様等

具体的な業務内容や運営体制、運用方法等は、企画提案書に基づき、協会と受託者が仕様書の内容等を協議し、契約を締結するものとする。

(5) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時にいって同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

4 参加資格に関する事項

プロポーザルの参加資格として、以下の要件をすべて満たす者とする。

なお、以下を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が以下の要件を満たさなければならない。8（1）④⑤で求める提出書類については、全参加事業者分を代表者が取りまとめのうえ、協会へ提出すること。

また、協会は代表者とのみ契約を行うものとし、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

(1) 地方公共団体もしくは国の機関のいずれかを契約の相手とする多言語通訳サービス事業（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語／タガログ語を含む6言語以上）の受託実績があること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。

(3) 愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 宗教活動や政治活動を目的とした法人ではないこと。

(5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる法人ではないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続きの申立がなされて

いる者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立
がなされている者でないこと。

- (7) ISMS適合性評価制度の認証またはプライバシーマークを取得している、もしくは現
在申請中（令和元年10月1日までに取得見込み）であり、個人情報の取扱いについて
適切な措置を講じる体制が整備されていること。
- (8) 支店・営業所の長など、事業者の代表者以外の者が提案書提出者となる場合は、当
該者を代理人として当協会との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されて
いること。

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- (1) この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- (2) 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

6 再委託について

再委託は原則禁止とするが、一部業務の再委託を希望する場合は、企画提案書にその再
委託予定業務内容、再委託先企業名等を記述すること。

再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限
る。また、再委託先も、4に記載されている参加資格に関する事項をすべて満たしている
必要がある。

なお、協会が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託
先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはない。

契約締結後でも、協会から承諾を得た場合には再委託は可能とする。

※再委託：受託者が委託を受けた業務の全部又は一部を自ら行わず、第三者に外注して
その実施を委ねることをいう。なお、受託者が委託を受けた業務の実施に必
要な物品、役務、資機材等を買入れ又は借入れたうえで、受託者の管理下で
業務を実施することは、再委託に該当しない。

7 仕様書に対する質問

企画提案への応募を希望する者は、下記のとおり仕様書に対する質問を行うことができ
る。

- (1) 質問の受付期間

質問の締切日 [必着]	質問への回答日
令和元年8月20日（火）正午	令和元年8月22日（木）

受け付けた質問及びその回答は、質問者にメールでお知らせするほか、協会ホーム
ページで公表する。

- (2) 質問の方法

ア 記載内容

(ア) 質問を提出する場合は、件名を「多言語通訳・翻訳サービス業務に関する質
問」とし、本文中に社名、所属、役職、氏名、電話番号、回答の送付先のE-
mailアドレスを記載すること。

(イ) 質問はまとめて提出し、質問事項を項目に整理し、箇条書き等でわかりやすく
簡潔にかつ具体的に記載すること。

イ 提出先

公益財団法人愛知県国際交流協会 交流共生課 共生担当（杉山、近藤）

Eメール：sodan@aia.pref.aichi.jp

ウ 提出先

イの提出先のE-mailアドレスへ提出されたものに限る。来訪・電話またはFAXでの質問は受け付けない。

8 企画提案応募方法等

応募者は、本募集要項及び「あいち多文化共生センター」多言語通訳・翻訳サービス業務委託仕様書案を踏まえ、下記により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 「あいち多文化共生センター」多言語通訳・翻訳サービス業務企画提案申込書（様式1）… 1部は代表者印を押印すること。
- ② 企画提案書（A4縦、片面印刷で10ページまでとする）
企画提案書には仕様書記載の内容を明確に盛り込んで作成すること。
なお、提案にあたっては、9（2）審査基準に定める評価項目・評価の着眼点について、基本的なねらいや、特に重点を置く点、特徴、アピールポイントが分かるようにして記載すること。
- ③ 見積書… 1部は代表者印を押印すること
業務内容の見積書を提出すること。なお、見積作成にあたっては、詳細（仕様、単価、数量等）を明記し、金額全体にかかる「値引き」は行わず、個々の金額の積上げにより作成すること。
また、定額制、従量制、その複合制など、様々な形態が考えられるが、最適と思われる料金体系を提案すること。その際、1（4）に定めた想定件数等に応じた所要額を記載すること。
さらに、言語ごとに単価が異なる場合は、その旨が分かるよう記載すること。
- ④ ISMS認証登録書の写しまたはプライバシーマーク使用許諾証の写し、もしくは現在申請中であることが分かる書類
- ⑤ 地方公共団体もしくは国の機関のいずれかを契約の相手とする多言語通訳サービス事業（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語／タガログ語を含む6言語以上）の受託実績一覧（様式2）
- ⑥ 定款または寄附行為
- ⑦ 提案者の概要が分かる資料（資本金、従業員数等の記載があるもの）
- ⑧ 決算報告書（直近1か年）

(2) 提出部数

- ①～③ 各8部（1部は原本、残りの7部は複写可）
- ④～⑧ 各1部

(3) 提出期限

令和元年8月28日（水）正午（必着）

(4) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は配達記録が分かる形とすること。）

(5) 応募に関する問合せ及び提出先

公益財団法人愛知県国際交流協会 交流共生課 共生担当（担当：杉山、近藤）

〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目6-1 愛知県三の丸庁舎内

TEL：052-961-1409／FAX：052-961-8045

Eメール：sodan@aia.pref.aichi.jp

(6) その他

- ・企画提案書の作成等、応募に要する費用はすべて応募者の負担とする。
- ・提出書類は返却しない。
- ・採用された企画提案書の著作権は当協会に帰属するものとする。
- ・提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は当協会と協議の上、作成・決定する。

9 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

第一次審査により、上位5者を選定する。ただし、応募者が5者以内の場合は、第一次審査は行わないこととする。

ア 第一次審査

提出された企画提案書について、協会が定める審査委員による書面審査を行う。

イ 第二次審査

書面審査により選定された企画提案について、審査委員によるプレゼンテーション審査を行う。

① 日時

令和元年9月4日（水）午前（予定）

時間については、第二次審査対象提案が決定次第、通知する。

② 会場

あいち国際プラザ 2階 アイリスルーム

（名古屋市中区三の丸二丁目6-1）

③ 方法

提出された企画提案書のみを使用して、1社あたり15分以内のプレゼンテーション後、10分程度の質疑応答を行う。

審査は、非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。また、異議申し立ても一切認めないものとする。

(2) 審査基準

評価項目		評価の着目点
提案・取組意欲・業務目的		本業務の目的を理解し、適切な提案がある 本業務に対する姿勢が誠実で、意欲がある 独自の提案内容が協会の通訳・翻訳の利便性に寄与している
通訳 対応	対応言語	ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語（標準語・簡体字）、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語の通訳及び翻訳対応ができる 協会が提示した以外に、対応可能な言語がある 通訳者・翻訳者のレベルが確保されている 各言語での対応に必要な人員が確保されている
	業務従事者への研修	・業務従事者への研修体制が整備されている ・その他、業務従事者の技能向上に向けた取り組みがある
	通訳時間	協会が提示した通訳対応可能日時を満たしている 提示した条件以上の有益な提案がある
業務 実施 体制	機器の活用	協会が提示する機器を活用してテレビ電話通訳サービスを提供できる
	電話回線	応答率の確保（90%以上）ができる 電話が繋がらない場合の対応が整備されている
	業務体制	業務マニュアル・業務フローなどが整備されている 業務履行場所に管理責任者が配置されている
業務 実施 その他	通訳・翻訳サービス導入・利用にかかる支援の実施	・契約締結からサービスの利用開始までの手順が明確である ・サービスの利用開始にかかるサポート体制がある 協会からの利用方法などに関する問い合わせに対して、対応

評価項目		評価の着目点
		できる体制がある
	個人情報の管理	・個人情報の取扱い処理が整備されている ・業務履行場所におけるセキュリティが確保されている
その他	スケジュール	全体の作業工程が明確である
	災害対応	大規模災害等の発生時の対策が整っている
合計		

(3) 通知

審査結果については、全提案者に対して通知する。

(4) 契約

選定した委託先と、委託金額限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、交渉が不調に終わった場合は、要件を満たす次点の者と交渉するものとする。

10 スケジュール

日時	項目	備考
8月8日(木)	公募開始	
8月20日(火)正午まで	質問期限	Eメールのみ受付
8月22日(木)	質問への回答	
8月28日(水)正午まで	企画提案書提出期限	
8月28日(水)～30日(金)	一次審査	書面審査
8月31日(土)	一次審査結果決定、通知	
9月4日(水)午前(予定)	二次審査	プレゼンテーション審査
9月6日(金)	二次審査結果決定、通知	
決定後、速やかに	契約、打合せ、サービス開始準備	
10月1日(月)	サービス利用開始	

11 本件に関する連絡先及び問合先

公益財団法人愛知県国際交流協会 交流共生課 共生担当 (杉山、近藤)

住所：〒460-0001 名古屋市中区三の丸2丁目6-1 愛知県三の丸庁舎内

電話：052-961-1409 / FAX：052-961-8045

Eメール：sodan@aia.pref.aichi.jp